

令和6年8月6日提出

教育委員会会議案

木更津市教育委員会

木更津市教育委員会会議日程

開 会 令和6年8月6日(火) 午後1時00分

1 開 会 宣 言

2 会議録署名人の指名 豊田 雅之 委員

3 前回会議録作成の報告 廣部 昌弘 教育長 ・ 小寺 孝治郎 委員

4 付 議 議 案

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 11 号	市議会の議決を要する事件の議案（工事請負契約の締結） について	2
議 案 第 12 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定 による点検及び評価に係る報告書の作成、議会への提出及 び公表について	5
議 案 第 13 号	市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2 及び第180条の7の規定に基づく協議について	6

5 報 告 事 項

(1) 報告第16号 臨時代理の報告について
木更津市社会教育委員の委嘱について(12P)

6 そ の 他

7 閉 会 宣 言

議案第11号

市議会の議決を要する事件の議案（工事請負契約の締結）について

令和6年9月市議会定例会に提案する議案を、別紙のとおり市長に申し出ることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第10号の規定により、議決を求める。

令和6年8月6日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

提案理由

令和5年12月13日に可決された波岡中学校校舎長寿命化及びトイレ改修等工事（建築）について工事請負契約の変更契約の締結をするにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 1 2 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条の規定による点検及び評価に係る報告書の作成、議会への提出及び公表について

別紙のとおり報告書とし、市議会へ提出するとともに公表することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則(昭和 6 1 年木更津市教育委員会規則第 1 号)第 5 条第 2 号の規定により、議決を求める。

令和 6 年 8 月 6 日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号)第 2 6 条の規定により、令和 5 年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価を行い報告書を作成したので、市議会への提出及び公表をすることについて、議決を得ようとするものである。

議案第13号

市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について

別紙のとおり市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議をすることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第19号の規定により、議決を求める。

令和6年8月6日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

提案理由

市長と木更津市教育委員会との間の補助執行事務を追加すること等について、市長に協議を依頼しようとするものである。

木教総 6 4 7 号
令和 6 年 8 月 日

木更津市長 渡 辺 芳 邦 様

木更津市教育委員会
教育長 廣 部 昌 弘
(公印省略)

市長と木更津市教育委員会との地方自治法第 1 8 0 条の 2 及び第 1 8 0 条の
7 の規定に基づく協議について

このことについて、下記のとおり協議します。

記

- 1 市長と木更津市教育委員会との地方自治法第 1 8 0 条の 2 及び第 1 8 0 条の 7 の規定
に基づく協議について
別案 1 のとおり
- 2 新旧対照表について
別案 2 のとおり
- 3 協議理由
市長と木更津市教育委員会との間の補助執行事務を追加すること等による。なお、協
議に係る合意の日は、令和 6 年 9 月 1 日とする。

市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づき協議について

令和6年9月1日合意

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2及び第180条の7の規定に基づき、市長と木更津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）との間の事務の補助執行について、次のように定める。

記

（教育委員会事務局職員等への補助執行事務）

- 1 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を教育委員会事務局職員及び教育機関の職員に補助執行させる。
 - (1) 教育財産の取得又は処分に関すること。
 - (2) 教育委員会の所管に係る寄付の受入れに関すること。
 - (3) 教育委員会の所管に係る契約（建築物の整備に関するものを除く。）に関すること。
 - (4) 教育財産の登記に関すること。
 - (5) 青少年問題に関すること。
 - (6) 教育関係団体（スポーツ関係団体を除く。）への補助に関すること。
 - (7) 市史の編さんに関すること。
 - (8) 文化施策（教育委員会に属するものを除く。）に関すること。
 - (9) 歳入歳出外現金等の受入れの決定及び帳簿の記録整理に関すること。
 - (10) 教育財産の使用料の減免に関すること。
 - (11) 教育委員会が所管する事項に関する行事に係る市の共催又は後援に関すること。
 - (12) 教育委員会の所管に係る予算（建築物の整備に関するものを除く。）の執行に関すること。

（事務の専決）

- 2 前項の事務の処理にあたっては、別に定めるもののほか、木更津市事務決裁規程（昭和51年木更津市訓令第5号）の規定を準用する。

（市長部局の職員への補助執行事務）

- 3 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を総務部長に補助執行させる。
 - (1) 教育委員会事務局職員の研修の実施に関すること。
 - (2) 教育委員会事務局職員及び教育機関の職員（公立学校共済組合に加入している職員以外の

職員に限る。) の健康診断の実施に関すること。

(3) 庶務事務システムの管理に関すること及び庶務事務システムにより完結された電磁的記録の管理に関すること。

(4) 教育委員会の所管に係る建築物の整備に関すること。

4 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を市長部局の情報公開制度を主管する部署に所属する職員に補助執行させる。

(1) 木更津市情報公開条例（平成12年木更津市条例第4号）第6条に規定する情報開示請求の受付をすること。

(2) 木更津市情報公開条例第18条の規定による審査請求の受付をすること。

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条に規定する措置として、保有個人情報の管理の状況について監査又は点検の実施をすること。

(4) 個人情報の保護に関する法律第77条に規定する自己に関する保有個人情報の開示請求の受付、同法第91条に規定する自己に関する保有個人情報の訂正請求の受付及び同法第99条に規定する自己に関する保有個人情報の利用停止請求の受付をすること。

(5) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定による審査請求の受付をすること。

(6) 木更津市審議会等の会議の公開に関する条例（平成14年木更津市条例第21号）第10条に規定する苦情の申出の受付をすること。

5 教育委員会は、転入及び転居の届出に伴う小学校及び中学校の転入学の受付に関する教育委員会の権限に属する事務を市長部局の住民登録に関する事務を主管する部署に所属する職員に補助執行させる。

6 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を市長部局のスポーツに関する事務を主管する部署に所属する職員に補助執行させる。

(1) 学校体育施設の開放に関すること。

(2) スポーツに関する行事に係る教育委員会の共催又は後援に関すること。

7 教育委員会は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する教育委員会の権限に属する事務を市長部局の住民登録に関する事務を主管する部署に所属する職員（木更津市役所金田出張所に属する職員に限る。）に補助執行させる。

8 この協議によって定められた事務の執行に関し必要な事項は、総務部長及び教育部長が協議

して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この協議は、合意の日から効力を生ずるものとする。

(協議の廃止)

- 2 令和5年4月1日に合意した、市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議は、廃止する。

新旧対照表

○市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について

新	旧
<p>市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について</p> <p style="text-align: right;">令和6年9月1日 合意</p> <p>4 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を市長部局の情報公開制度を主管する部署に所属する職員に補助執行させる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条に規定する措置として、保有個人情報の管理の状況について監査又は点検の実施をすること。</u></p> <p>(4) <u>個人情報の保護に関する法律第77条に規定する自己に関する保有個人情報の開示請求の受付、同法第91条に規定する自己に関する保有個人情報の訂正請求の受付及び同法第99条に規定する自己に関する保有個人情報の利用停止請求の受付をすること。</u></p> <p>(5)・(6) 略</p>	<p>市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について</p> <p style="text-align: right;">令和5年4月1日 合意</p> <p>4 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を市長部局の情報公開制度を主管する部署に所属する職員に補助執行させる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条に規定する自己に関する個人情報の開示請求の受付、同法第91条に規定する自己に関する個人情報の訂正（削除を含む。）請求の受付及び同法第99条に規定する自己に関する個人情報の利用停止請求の受付をすること。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p>

報告第16号

臨時代理の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理し処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月6日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

教育委員会の議決事項の臨時代理

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により会議を開催する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

令和6年7月24日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

臨時代理第12号

木更津市社会教育委員の委嘱について

1 委員名簿

区分	氏名	所属	任期
学校教育の 関係者	熊切 和也	木更津市小中学校長会	令和6年8月1日 ～令和7年3月31日
社会教育の 関係者	原田 拓	木更津市PTA連絡協議会	令和6年8月1日 ～令和7年3月31日
社会教育の 関係者	近藤 直弘	木更津ユネスコ協会	令和6年8月1日 ～令和7年3月31日

木更津市社会教育委員候補者名簿

*委員構成は木更津市社会教育委員に関する条例第3条による。

【候補者】

任期 令和6年8月1日～令和7年3月31日

No.	委員構成	所属等	氏名	性別	委員経験
1	学校教育の関係者	木更津市小中学校長会	くまきり かずや 熊切 和也	■	新規
2	社会教育の関係者	木更津市PTA連絡協議会	はらだ たく 原田 拓	■	新規
3		木更津ユネスコ協会	こんどう 直弘 近藤 直弘	■	新規

【在任者】

任期 令和5年7月1日～令和7年3月31日

No.	委員構成	所属等	氏名	性別	委員経験
1	社会教育の関係者	木更津市子ども会育成連絡協議会	みずしま たかこ 水島 享子	■	新規
2	社会教育の関係者	木更津市立公民館運営審議会	つるおか としゆき 鶴岡 俊之	■	3期

任期 令和5年5月1日～令和7年3月31日

No.	委員構成	所属等	氏名	性別	委員経験
1	社会教育の関係者	木更津市青少年補導員連絡協議会	かわな たつや 川名 達也	■	新規

任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日

No.	委員構成	所属等	氏名	性別	委員経験
1	学校教育の関係者	(学)君津学園木更津総合高校	よした のぶあき 吉田 信明	■	新規
2		(学)君津学園清和大学短期大学部	ふるかわ てつや 古川 哲也	■	1期
3	社会教育の関係者	木更津市青少年相談員連絡協議会	さくま としゆき 佐久間 智之	■	新規
4		木更津市文化協会	つるおか くみこ 鶴岡 久美子	■	1期
5	家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者	きみつ母と女性教職員の会会長	かねちか ひろみ 兼近 裕美	■	新規
6		あそびの会ぼんぽこ代表	いとう もとこ 伊藤 素子	■	2期
7		元木更津市立図書館職員	かまた せつこ 鎌田 節子	■	新規
8		元青年学級運営委員長	じびき あきひろ 地曳 昭裕	■	7期
9		元市PTA連絡協議会会長	うちだ しんいちろう 内田 慎一郎	■	6期
10		かずさFM代表取締役	いしむら ひろみ 石村 比呂美	■	6期
11		元木更津市生涯学習フェスティバル実行委員会委員	みよし かあき 三好 圭晃	■	新規
12		元市PTA連絡協議会会長	しらいし かずよし 白石 和義	■	3期

令和5年度

教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行状況の点検・評価
(案)

令和6年 月

木更津市教育委員会

目次

1	点検・評価の趣旨	1
2	点検・評価の報告	1
3	教育委員会会議の開催状況等	1
4	点検・評価	4
	基本方針1 魅力ある学校づくり	5
1-1	児童生徒に学習する習慣を身に付けさせます	5
1-2	児童生徒の人権意識の高揚を図ります	7
1-3	外国語教育・国際理解教育の充実を図ります	8
1-4	特別支援教室の充実に努めます	9
1-5	保護者・地域と連携した学校づくりを推進します	10
1-6	現代的課題について考え、行動に移す意欲とスキルを育成します	11
1-7	教育相談活動の充実を図り、児童生徒の正しく前向きな自己決定を支援します	13
1-8	教職員の働き方改革を推進するとともに、指導支援能力を高めます	14
1-9	「食」に関する指導を推進し、安全・安心な学校給食の提供に努めます	15
1-10	学校の教育環境の整備に努めます	17

	基本方針2 生涯学習社会の実現	18
2-1	生涯学習・社会教育推進体制の充実に努めます	18
2-2	生涯学習・社会教育活動の充実に努めます	19
2-3	人権が尊重される社会をつくるための取組を進めます	19
2-4	公民館活動の活性化を推進します	20
2-5	市民の読書活動を推進することにより、生涯学習体制の充実に努めます	21
	基本方針3 青少年の育成	23
3-1	地域の中で青少年を支える環境づくりを推進します	23
3-2	青少年が地域社会の中で主体的に活躍できる環境づくりと、社会的孤立を防ぐ取組を推進します	24
3-3	青少年の健全育成と非行防止を図るため、地域と連携した取組を進めます	25
	基本方針4 芸術文化活動の活性化	27
4-1	ふるさと文化の新たな発見・保存・継承を推進し、公開することにより、シビックプライドの醸成に努めます	27
4-2	優れた文化芸術に触れる機会を提供するとともに、地域の文化遺産や伝統芸能を次世代に引き継ぐ活動の充実を図ります	29

1 点検・評価の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和5年度の本市教育委員会の権限に属する主な事務の管理及び執行状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するとともに公表することで、市民への説明責任を果たし、効果的な教育行政を推進しようとするものです。

2 点検・評価の報告

本市教育委員会においては、次の2点について報告します。

- ・教育委員会会議の令和5年度の開催状況と審議事項等
- ・教育委員会において令和5年度 重点目標・施策として掲げた事項の結果・成果等

3 教育委員会会議の開催状況等

令和5年度は、定例会を12回開催しました。各会議での審議事項等は次のとおりです。

開催日	審議事項等	
4月18日	議案第20号	木更津市社会教育委員の委嘱について
	議案第21号	木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について
	議案第22号	木更津市学校給食費管理規則の一部を改正する規則の制定について
	議案第23号	令和5年度教科用図書君津採択地区協議会規約の承認について
	議案第24号	令和5年度教科用図書君津採択地区協議会委員の選出について
	報告第9号	木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
5月10日	議案第25号	木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則の一部を改正する規則の制定について

6月20日	議案第26号	木更津市社会教育委員の委嘱について
	議案第27号	木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について
	議案第28号	木更津市図書館協議会委員の委嘱について
	報告第10号	市議会の議決を要する事件の議案（令和5年度教育費6月補正予算案）について
	報告第11号	木更津市スポーツ推進審議会委員の任命に係る意見聴取について
7月18日	議案第29号	令和6年度に使用する教科用図書の採択について
	報告第12号	木更津市学校給食センター運営事業者選定委員会委員の委嘱について
8月8日	議案第30号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検及び評価に係る報告書の作成、議会への提出及び公表について
	報告第13号	職務の級が6級以上の職員等の人事について
9月26日	議案第31号	令和5年度教育功労者の表彰について
	報告第14号	市議会の議決を要する事件の議案（令和5年度教育費9月補正予算案）について
10月17日		※審議事項等なし
11月7日	議案第32号	市議会の議決を要する事件の議案（木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定）について
	議案第33号	市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立少年自然の家キャンプ場の指定管理者の指定）について
	議案第34号	市議会の議決を要する事件の議案（工事請負契約の締結）について
12月19日	議案第35号	市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例の制定）について
	議案第36号	木更津市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
	議案第37号	教育財産（建物）の用途廃止について
	報告第15号	市議会の議決を要する事件の議案（令和5年度教育費12月補正予算案）について
	報告第16号	市議会の議決を要する事件の議案（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案）について
1月16日	議案第1号	木更津市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
	報告第1号	市議会の議決を要する事件の議案（令和5年度教育費1月補正予算案）について

2月13日	報告第 2号	教育財産の取得について
	報告第 3号	教育財産の取得について
	報告第 4号	教育財産の取得について
	報告第 5号	市議会の議決を要する事件の議案（令和6年度教育費当初予算案）について
	報告第 6号	市議会の議決を要する事件の議案（令和5年度教育費3月補正予算案）について
3月19日	議案第 2号	令和6年度重点目標・施策について
	議案第 3号	木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
	議案第 4号	木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
	議案第 5号	職務の級が6級以上の職員等の人事について
	報告第 7号	木更津市立小学校及び中学校に勤務する県費負担教職員の訓告等取扱規程の制定について
	報告第 8号	木更津市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
	報告第 9号	木更津市立公民館長（会計年度任用職員）の任命について
	報告第10号	木更津市郷土博物館金のすず館長（会計年度任用職員）の任命について
報告第11号	校長及び教頭等の任免の内申について	

4 点検・評価

第3期木更津市教育振興基本計画（計画期間：令和5年度～令和8年度）において、本市が取り組む教育施策の4つの基本方針及びそれに基づく重点目標・施策を定めています。計画の初年度である令和5年度の実績結果・成果等について、次のとおり5段階（A～E）で評価を行いました。

評価		達成率
A	目標を大きく上回る成果があった施策	100%を超えるもの
B	目標どおりの成果があった施策	100%
C	概ね目標どおりの成果があった施策	80%以上100%未満
D	成果は見られるものの、目標が一部未実施の施策	50%以上80%未満
E	目標が未実施、又は成果が見られない施策	50%未満

- 5ページ～ 基本方針1 「自立する力」と「共生する姿勢」を身に付けた児童生徒を育成し、児童生徒本人、家庭や地域社会から信頼される魅力ある学校づくりを推進します。
- 18ページ～ 基本方針2 ふるさと木更津を愛し、誰もが自ら学び、健康で生きがいのある生活を送ることができる生涯学習社会の実現を目指します。
- 23ページ～ 基本方針3 青少年の健やかな成長を社会全体で支える仕組みを整備し、豊かな人間性と主体的な判断力を持つ青少年を育みます。
- 27ページ～ 基本方針4 市民による芸術文化活動の活性化を図り、地域の文化遺産や芸術文化を次世代に引き継ぐ活動を推進するとともに、「木更津市民としての誇り」の醸成を図ります。

基本方針1 「自立する力」と「共生する姿勢」を身に付けた児童生徒を育成し、児童生徒本人、家庭や地域社会から信頼される魅力ある学校づくりを推進します。

重点目標1 児童生徒に学習する習慣を身に付けさせます。

重点施策(1) 児童生徒の読書数の向上					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	学校図書館システムを導入し、学校間の連携を図り、学校図書館を活性化します。	学校図書館蔵書管理システムを運用したスムーズな貸出・返却を行い、利用率を向上させ、小中学生の貸出冊数を前年度より増やします。 (学校教育課)	多くの小中学校で、貸出冊数が前年度より増加しましたが、令和5年度は蔵書管理システム本格運用の時期が夏季休業明けだった学校もあり、確実な実態把握ができませんでした。	C	学校図書館蔵書管理システムを有効活用するとともに、読書相談員だけでなく図書担当教員を交えた研修会を実施するなど、学校職員が一体となって、学校図書館利用率向上に取り組めます。
②	読書相談員の配置を継続します。	読書相談員による季節に合った掲示物の作成や図書の紹介、読み聞かせやレファレンス等、児童生徒の読書活動への支援を行い、読書活動の一層の推進を図ります。 (学校教育課)	全校配置された各校の読書相談員が様々な手立てを講じ、読書活動を推進しました。しかし、勤務日数や時間の関係で、すべての児童生徒に対応できていないことが課題です。	B	読書活動の推進を図るため、読書相談員の全校配置の継続に努めるとともに、相談員の勤務実態を把握し、適正な勤務日数等について検討を進めます。
③	図書館と連携し、団体貸出し事業を推進します。	学校向けの図書館利用案内を各学校に配付し、団体貸出を推進します。 (図書館)	4月に学校へ図書館利用案内を配付し、団体貸出を促進したところ、83件・2,308冊の利用がありました。利用の更なる増加と申請を電子化することで手続きを簡潔にすることが課題です。	D	学校向けの団体貸出を推進するため、読書相談員等との連携を深めるとともに、申請の電子化を導入し手軽に申し込めるように取り組みます。
		調べ学習のための「特別貸出」や読み物を貸し出す「おまかせ図書館便」の小中学校の実施件数を前年度より増やします。 (学校教育課)	「特別貸出」は12件343冊で前年度より減少しましたが、「おまかせ図書館便」は件数は増えましたが、冊数は140冊減少しました。団体貸出し事業について、学校への周知が課題です。	C	校長会議や研修会の場を通じて、各学校へ周知用の「図書館利用案内」を配付し、「特別貸出」と「おまかせ図書館便」の利用を推進します。また、利用申込方法に電子申請を加え、利便性の向上を図ります。
④	児童生徒に電子図書サービスの利用を推奨します。	学校向けの図書館利用案内を各学校に配付し、電子図書サービス利用に必要な仮パスワードの交付を推進します。 ・成果指標：交付学校数4校 (図書館)	校長会議で説明を行った結果、4校からの申請があり、1,916人の児童へIDとパスワードを発行しました。	B	学校へ配付している「図書館利用案内」に電子申請ID・パスワード発行の申請書を追加し、申請手続きを簡略化します。また、引き続き児童書の読み放題パックを新たに購入していきます。
		電子図書サービスの手続き等について、市内小中学校へ周知する機会を設け、仮パスワードを交付し、読書数0の児童生徒数の割合を前年度より低減します。 (学校教育課)	電子図書サービスの仮パスワードを4校に交付しましたが、不読率は小学校11.7%、中学校15.2%となり、前年度よりも増加しました。電子図書サービス利用を含めた様々な手立てを講じていくことが課題です。	C	実態調査を実施し、不読率低減のための手段を講じていくよう各学校へ働きかけていきます。また、電子図書サービスの手続きについて周知し、仮パスワード交付校数を増やしていきます。

重点施策（２） 学習意欲の向上

施策		令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	算数数学検定を年間2回実施し、学び直しの機会を作ります。取組状況を調査し、過去問題等の活用方法の広報や未受検の児童生徒への受検率向上に努めます。	算数・数学検定の受検率向上のために継続して年間1回は受検するよう働きかけをします。 (まなび支援センター)	1人でも多くの児童生徒の算数・数学の基礎基本の定着度を高め、学習に対する向上心を育成するため、算数・数学検定を例年どおり年2回実施しました。	B	算数・数学検定を年2回実施するとともに、受検率向上のため、算数・数学検定を年間1回は受検するよう児童生徒へ継続して働きかけをします。

重点施策（３） プログラミング学習の充実

施策		令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	プログラミング連携協定を活用し、出前授業を実施します。	学校と関連企業・教育機関と日程の調整を行い、出前授業を実施します。 ・成果指標：年間10回以上実施 (まなび支援センター)	企業や教育機関による出前授業を14回実施し、プログラミング教育を推進しました。	C	引き続き、関連企業・教育機関と連携し、7校で出前授業を実施します。
②	指導計画モデルプランを策定し、各学校の参考とします。	民間企業のノウハウや教育機関の専門的知見を指導計画に反映できるよう、プログラミング連携協定を締結した企業や教育機関との検討会を実施します。 (まなび支援センター)	小中学校で一貫した9か年のプログラミング学習の指導ができるよう、指導計画の策定に係る調査・研究を実施しました。	B	引き続き、民間企業のノウハウや教育機関の専門的知見を指導計画に反映できるよう、プログラミング連携協定を締結した企業や教育機関との検討会を実施し、指導計画の策定を目指します。

重点施策（４） きさらづ特認校の活性化

施策		令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	スクールバスを運行し、学区外からの通学の利便性を高めます。	市のSNS活用による情報発信や就学時健康診断の際の周知、スクールバスの効果的な活用により、児童数の増加を図ります。 (学校教育課)	「きさらづ特認校入学児童生徒募集」の案内を市HPに掲載したほか、就学時健康診断の際には、各学校の特色やスクールバスの紹介チラシを配付し、周知に努めました。その結果、制度を利用して転入学した児童が前年度よりも15名増え、きさらづ特認校利用児童生徒数は105人となりました。	B	きさらづ特認校に通学する児童生徒の増加に向けて、スクールバスを効果的に活用します。あわせて、SNSによる情報発信を行うとともに、就学前児童の家庭に周知用チラシを配付します。

重点目標2 児童生徒の人権意識の高揚を図ります。

重点施策(1) いじめのない集団づくり					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	いじめ防止対策基本方針を策定し、各学校に周知徹底します。	全小中学校において「いじめ防止対策基本方針」を策定し、HPなどを通じて公表します。(学校教育課)	全小中学校において「いじめ防止対策基本方針」を年度初めに策定し、HPなどを通じて公表しました。	B	学校でいじめが発生した際には、「いじめ防止対策基本方針」に則り、迅速かつ組織的な対応を取ることができるよう各学校の体制を整えていきます。
②	定期的にいじめ実態調査を行い、実態把握に努めます。	全小中学校で毎学期「木更津市いじめ実態調査」を実施し、年度の始めに生徒指導担当者会議で市全体の結果を示し、各学校でいじめ予防に役立てられるようにします。(学校教育課)	毎学期のいじめ実態調査を基本として、定期的なアンケート、教育相談の実施など、児童生徒の実態把握に努め、いじめの予防や早期発見、早期解決の対応を図りました。	B	いじめを起こさせない予防的な生徒指導体制づくりと合わせ、いじめが起きた際には、早期発見、早期対応とともにいじめが解消しているかどうか確認するなど、いじめのない学校づくりを推進します。
		学校評価「木更津システム」調査で「いやがることをしない」と答えた児童生徒の割合を「いじめをしない子」ととらえ、令和4年度5月実績は 小学校 82.4%、中学校 94.1%でした。令和5年度目標値としては、小学校 85%、中学校 95%とします。(学校教育課)	学校評価「木更津システム」調査で「いやがることをしない」と答えた児童生徒の割合は、令和5年度2月実績は 小学校 84.1%、中学校 93.4%でした。令和4年度2月(小学校 81.9%、中学校94.5%)と比較すると、小学校が2.2ポイント増加しましたが、中学校は1.1ポイント減少しました。	C	学校評価「木更津システム」調査で「いやがることをしない」と答えた児童生徒の割合を「いじめをしない子」ととらえ、令和6年度目標値としては、小学校86%、中学校 95%とします。
③	教職員のいじめに対する意識向上と指導力の向上を図り、いじめのない集団づくりに努めます。	職員会議において、生徒指導担当を中心に市の実態調査の結果を踏まえていじめ予防に役立つ話をし、全小中学校で1回以上の校内研修を実施します。(学校教育課)	全小中学校で1回以上の校内研修を実施しました。また、職員会議において、生徒指導担当を中心に、いじめに係る市の実態調査の結果や、研修で得た知識等の情報共有を行いました。	B	生徒指導担当者会議での生徒指導実践発表や市スクールソーシャルワーカーからの講話を受け、全小中学校で生徒指導担当を中心として、いじめ予防のための校内研修を毎年度1回以上実施します。

重点施策(2) 虐待への適切な対応					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	スクールソーシャルワーカーを配置し、関係部署との連携調整支援等に努めます。	市内小中学校への学校訪問を通して児童生徒の状況を把握し、学校からの相談があれば、関係機関と連携して迅速に対応します。 ・学校訪問回数 令和4年度前期実績50回→令和5年度目標値 前期55回 後期55回 計110回 (学校教育課)	スクールソーシャルワーカーによる学校訪問や職員研修、個別相談への対応を実施し、児童生徒の抱える悩みや問題解決に努めました。 ・学校訪問回数 令和5年度前期60回 後期60回 計120回	A	学校巡回の実施や校長会、生徒指導担当者会議等での連絡により、市スクールソーシャルワーカー事業について広く学校職員に周知し、学校からの要請数を増やすことで、学校と関係機関との連携を一層推進していきます。
②	被虐待児童生徒の発見に努め、発見した場合は、関係部署との緊密な連携の下、通告等適切な対応をします。	通告等対応した事例において、適切な対応だったかどうかを検証し、全ての事例において適切な対応だったことを検証結果として確認します。(学校教育課)	通告等対応した事例において、適切な対応だったかどうかを検証し、全ての事例において適切な対応だったことを検証結果として確認しました。	B	通告等対応した全ての事例において、適切な対応とする検証結果となるよう、通告等報告があった学校と連絡を密にし、適切な対応を促していきます。

重点目標3 外国語教育・国際理解教育の充実を図ります。

重点施策（1） 外国語指導助手（ALT）による授業の支援					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	小学校において、外国語授業（小5、6）、外国語活動（小3、4）の全時間に外国語指導助手（ALT）を配置します。	全小学校へALTを100%配置します。（まなび支援センター）	全小学校にALTを配置し、外国語科・外国語活動の授業の充実を図りました。	B	全小学校にALTの配置を継続し、外国語科・外国語活動の授業の充実を図ります。
②	国際理解教育に関する出前授業の実施を推奨します。	依頼希望のあった小学校へ主任ALTを派遣します。 ・成果指標：小学校への派遣校数10校（まなび支援センター）	主任ALTによる出前授業を小学校7校（延べ38時間）で実施し、国際理解教育の充実を図りました。	C	引き続き、依頼希望のあった小学校へ主任ALTを派遣し、国際理解教育の充実を図ります。

重点施策（2） 外国語学習意欲の向上					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	市内小中学校の希望者を対象に、ALTと英語のみの世界を体験するEnglish campを開催し、国際理解教育を推進します。	夏季休業中に1回開催します。 ・成果指標：English campの開催（まなび支援センター）	英語のみでコミュニケーションをとりながら様々なブースを回り、各国の文化や遊びを体験するプログラム「イングリッシュツアー」を8月に実施しました。小学校高学年36名の参加があり、国際理解につながりました。	B	国際理解教育を推進するため、夏季休業中にイングリッシュツアーを1回開催します。

重点施策（3） 教職員に対する英会話研修の実施					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	夏季休業中に、教職員対象の英会話教室を開催します。	参加者のニーズを踏まえた内容とし、夏季休業中に開催します。 ・成果指標：参加人数 延べ120人（まなび支援センター）	教職員対象のALTを講師としたミニ英会話教室を16日間開催し、延べ89人の参加がありました。より多くの教職員の参加を促すため、学校への周知を強化することが課題です。	C	より多くの教職員の参加を促すため、夏季休業中に参加者のニーズを踏まえた英会話教室を開催します。
		外部試験制度および英会話教室の活用について周知し、B2レベル取得に向けたサポートをします。 ・成果指標：中学校英語教員のCEFR B2レベルの割合32.5%（まなび支援センター）	中学校英語教員のB2レベル取得割合は18.2%でした。CEFR B2レベル取得教員の割合を更にも高めるため、研修やミニ英会話教室、情報周知等の一層の実施強化が課題です。	D	外部試験制度および英会話教室の活用について周知を強化し、引き続きB2レベル取得に向けたサポートをします。 成果指標：中学校英語教員のCEFR B2レベルの割合23.2% (R6)

重点目標 4 特別支援教室の充実に努めます。

重点施策（1） 特別支援教育に関する実態調査					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	特別支援に関するアンケート調査を行い、定期的の実態を把握し、施策に反映させていきます。	「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」をもとに、児童生徒の日常生活を注意深く観察し、実態を把握します。（学校教育課）	各学校において、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」が適切に作成、活用されたことにより、児童生徒の実態を把握しました。	B	児童生徒の実態を把握するため、特別支援連携協議会において「学級実態調査」を実施します。

重点施策（2） 個別支援の充実					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	各学校の必要に応じ、個別の教育支援計画・指導計画を作成し、指導支援に活かしていきます。	特別支援学級に在籍、通級による指導を受けている全ての児童生徒については、100%の作成、活用を目指します。また、通常の学級に在籍する児童生徒についても必要に応じて実施します。（学校教育課）	すべての特別支援学級に在籍、通級による指導を受けている児童生徒について、個別の教育支援計画、指導計画の作成をし、指導支援に活用しました。通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒については、個別の教育支援計画93%、個別の指導計画94%の作成、活用率となりました。	B	通常の学級に在籍する児童生徒においても、保護者の同意の上、必要に応じて個別の教育支援計画、指導計画の作成、活用を進めていくため、特別支援教育コーディネーター研修会などで更なる周知を図ります。

重点施策（3） スクールサポートティーチャー（SST）の配置					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	学級担任の補助に当たするため、スクールサポートティーチャー（SST）を配置します。	市内の学校に25名のスクール・サポート・ティーチャーを配置し、特別な支援を必要とする児童生徒の学習支援や生活支援を行います。（学校教育課）	小中学校に25名のスクール・サポート・ティーチャーを配置し、特別な支援を必要とする児童生徒の学習支援や生活支援を行いました。	B	特別な支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、スクール・サポート・ティーチャーを適切に配置できるよう、スクール・サポート・ティーチャー・アドバイザーによる巡回訪問を実施します。

重点施策（4） 特別支援教育支援員の配置					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	児童生徒の必要に応じ、特別支援教育支援員を配置します。	該当者のいる市内の学校に特別支援教育支援員を配置し、日常的に特別な支援を必要とする児童生徒の生活支援や学習支援を行います。（学校教育課）	小中学校に12名の特別支援教育支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒の生活支援や学習支援を行いました。	B	該当者のいる小中学校に必要な応じた特別支援教育支援員を配置し、児童生徒の支援の充実に努めます。

重点施策（５） スクールアクティブサポーター（SAS）の配置					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	教職員の補助に当たるとともに、スクールアクティブサポーター（SAS）を配置します。	希望する小中学校にスクールアクティブサポーターを配置できるように、大学での説明会において活動の周知をするとともに、大学と連携して活動する学生のフォローアップを行います。（学校教育課）	大学での説明会において活動の周知を行い、希望する全小中学校にスクールアクティブサポーターを配置しました。大学と連携し、特別な支援を必要とする児童生徒へのサポートを行うとともに、活動する学生へのフォローアップを実施しました。	B	希望する小中学校にスクールアクティブサポーターを配置し、支援を必要とする児童生徒をサポートします。

重点目標５ 保護者・地域と連携した学校づくりを推進します。

重点施策（１） 学校支援ボランティア活動の推進					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	学校支援ボランティア活動推進事業を推進します。	研修会を年間2回（4月、1月）、実践発表会を1回（11月）開催します。小学校では担当職員とボランティアコーディネーターの連携を複線化し、中学校では中学生のボランティア活動を推進して、延べ活動者数の増加を図ります。（小学校：延べ10,000人 中学校：延べ1,000人）（学校教育課）	研修会、実践発表会ともに計画どおり実施しました。実践発表動画等を活用した広報により、昨年度に比べボランティア登録者数が全体で6名増加し、延べ活動者数も目標値に達しました。（小学校：延べ13,280人 中学校：延べ1,563人）	A	各学校のホームページや便りなどを活用した広報活動を活発化することで、ボランティア登録者数の更なる増加を図ります。

重点施策（２） 学校評価木更津システムの実施				
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	学校評価木更津システムを確実に実施し、結果を公表します。	年に2回の学校評価「木更津システム」を確実に実施するとともに、学校評議員会や学校運営協議会、HP等で結果を公表し、学校運営向上に努めました。Google Formsを使用して集計の自動化を図り、教職員の負担軽減にも努めました。	B	ICTを有効活用し、学校評価「木更津システム」を年2回確実に実施するとともに、学校評議員会や学校運営協議会、各学校のHP等で結果を公表し、学校運営向上に努めます。
②	学校の現状を把握し、改善に活かします。	学校評価「木更津システム」調査の「学校満足度」で90%以上の学校は、令和4年度5月実績で小学校18校中9校、中学校12校中8校でした。令和5年度目標値としては、小学校12校以上、中学校10校以上を目指します。（学校教育課）	C	学校評価「木更津システム」調査の「学校満足度」の向上を目指して、学校と連携し、子どもたちが輝く機会の提供・支援を図っていきます。

重点施策（3） コミュニティスクールの推進				
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	きさらづ特認校に学校運営協議会を組織します。	小学校3校、中学校1校に学校運営協議会を設置し、社会に開かれた学校を実現します。（学校教育課）	市校長会議において学校運営協議会の目的や意義を周知したほか、コミュニティスクールに関連した研修会を各小中学校に紹介した結果、学校運営協議会の設置校が前年度から2校増加しました。	B きさらづ特認校全校に学校運営協議会を組織するために、校長会議やきさらづ特認校会議において、学校運営協議会の目的や意義を説明します。

重点施策（4） 広報活動の充実				
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	学校HPの定期的な更新に努めます。	各学校へのHPの定期的な更新の呼びかけと確認を適宜実施し、毎月児童生徒数×4のアクセス数を目指します。（学校教育課）	きさらづ特認校を中心に多くの方に各学校のHPを見ていただきました。一方で、児童生徒数×4のアクセス数を毎月達成した学校は、小学校は5校、中学校は11校でした。	C 各学校へHPの定期的な更新を促すとともに、更新確認を適宜実施し、児童生徒数×4のアクセス数達成を目指します。

重点施策（5） 放課後等の子どもの居場所づくり				
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を検討します。	学校、放課後児童クラブと連携した放課後子ども教室の取組を支援するとともに、各教室充実のための学習機会の提供、情報共有に努めます。新たな放課後子ども教室の開設を目指します。（生涯学習課）	放課後子ども教室の取組を支援し、新たに木更津第一小学区が開設したことにより、放課後の子どもの居場所づくりにつながりました。 ・市内7か所（東清小学区、岩根小学区、八幡台小学区、波岡小学区、清見台小学区、中郷小学区、木更津第一小学区）合計登録児童数666人、年間実施日数131日	C 学校、放課後児童クラブとの実情に沿った連携を進め、新たな放課後子ども教室の開設を目指します。

重点目標6 現代的課題について考え、行動に移す意欲とスキルを育成します。

重点施策（1） 防災・安全教育の充実				
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	大災害に備えて、避難訓練を含めた命を守る教育の充実を図ります。	市消防と連携し、市内全中学校において1年生を対象とした「防災ジュニアハイスクール」を実施します。（学校教育課）	全中学校において1年生を対象とした「防災ジュニアハイスクール」を実施し、生徒の防災に対する意識を高めました。	B 自助・共助についての実践力を身につけるため、引き続き、全中学校1年生を対象とした「防災ジュニアハイスクール」を実施します。
②	交通安全教育を充実し、交通安全に対する意識を高めます。	全小中学校に周知し、自転車・交通安全教室を実施します。（学校教育課）	地域共生推進課や警察、安全協会等関係機関との連携を図りながら、全小中学校で自転車交通安全教室並びに交通安全指導を行い、児童生徒の交通安全意識を高めました。	B 引き続き全小中学校での自転車・交通安全教室の実施を推進し、児童生徒の交通事故防止と交通安全意識の向上を図ります。

重点施策（２） SDGs教育の推進					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	SDGs、包括的性教育等、現代的課題を意識した教育課程づくりを推進します。	各学校がSDGs、包括的性教育等の現代的課題を意識した教育課程を編成し、その計画書と報告書の提出を義務づけます。（学校教育課）	外部講師を招いた授業等、SDGsに係る取組は、小学校15校、中学校5校で実施しました。うち小学校1校について、令和4年度から2年間の研究指定校とし、SDGsに関する授業研究や講演会等を行いました。	B	SDGsについては、新たな取組を含めて実施校を増やしていく働きかけを行います。また、包括的性教育については、令和6年度から全中学校において実施します。
②	市が推進するSDGs関連事業についての理解を深めます。	小中学校へ周知し、前年度より市の出前授業を実施校を増やします。（学校教育課）	郷土博物館金のすず館長による出前授業を小学校3校で実施しました。市の出前授業について学校に周知するために、情報を集約し、活用しやすいシステムを整える必要があります。	C	地域人材の活用や、市と包括連携協定を締結している企業の出前授業の情報を集約し、各学校で活用しやすいようにまとめた「出前授業一覧表」を作成し、授業の実施を推進します。

重点施策（３） 環境教育の推進					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	市が推進するゼロカーボンシティの取組について理解を深め、行動意欲を高めます。	小中学校へ周知し、前年度より市の出前授業を実施校を増やします。（学校教育課）	盤洲干潟を教材化し、自然の保全やブルーカーボンについて学んだ小中学校は4校でした。各学校とも、総合的な学習の時間の中で取り組み、発表を行いました。	C	盤洲干潟やいっせんぼくなどの木更津の自然と関わる学校を増やすため、自然との関わりや保全について学ぶ機会を提供します。

重点施策（４） プレゼンテーション能力の育成					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	学習活動研究発表会を開催し、日頃の学習成果を発表する場を作ります。	小中学校が総合的な学習の時間の取組内容や学習のまとめ段階における表現方法の見直しができるよう周知し、学習活動研究発表会を2月に開催します。（学校教育課）	学習活動研究発表会について、小学校は2月9日、中学校は2月5日に実施しました。動画についても、昨年度を参考に改善を図り、子どもたちが輝く様子を全小中学校で共有しました。	B	学習成果を発表する場として、年度末に活動研究発表会を実施し、発表会の様子は動画により全小中学校で共有します。

重点施策（５） キャリア教育の充実					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	体験に基づくキャリア教育を推進し、自分にあった進路決定を進める意識を高めます。	児童生徒のキャリア形成に向け、小学校6年生で半日程度、中学校2年生で3日程度、事業所等において体験的な学習活動を実施します。校外でも安心して活動できるよう市で保険に加入します。 (学校教育課)	出前授業や企業のキャリア教育プログラム等を活用し、各学校の実情に応じて工夫した体験的な学習を実施しました。	B	出前授業一覧表を作成し、地元企業や包括連携協定を締結した企業等、地域社会との連携のもと、体験的な学習を推進していきます。

重点施策（６） 学校間交流の活性化					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	中学校合同生徒会を組織し、学校間で切磋琢磨し、互いに高め合う場を作ります。	オンラインで3回（3月、4月、10月）、参集で1回（8月）の会議を開催し、共同活動テーマについてのディスカッションを行います。 (学校教育課)	オンラインで3回、参集で1回の会議を開催した結果、各会議において、生徒の自由な発想で活発な話し合いが行われました。そして、共有した価値観を合同生徒会から市内全中学生へ、メッセージとして発信しました。	B	生徒の興味・関心を引き出しながら、市の施策等を踏まえた話し合いや活動を推進し、中学生のまちづくりへの参画を進めます。

重点目標 7 教育相談活動の充実を図り、児童生徒の正しく前向きな自己決定を支援します。

重点施策（１） スクールカウンセラー（SC）、心の相談員の配置					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	各学校にスクールカウンセラー（SC）、心の相談員を配置し、児童生徒が悩みを相談できる場を作ります。	心の相談員11人を19校に配置し、児童生徒及び保護者のよりよい相談体制を整えます。 (学校教育課)	心の相談員11人を19校、スクールカウンセラーを全校に配置し、相談体制を整えました。	B	連絡会で児童生徒への対応等情報交換できる場を設定し、相談員のスキルアップを図り、児童生徒に積極的に関わることで教育相談体制の一層の充実を図ります。

重点施策（２） 教育相談教室の実施					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	専門家による教育相談教室を実施し、児童生徒及び保護者の悩みについて、専門的な立場から相談できる場を作ります。	精神科医師、言語聴覚士、公認心理師等による教育相談を実施します。 ・成果指標：教育相談教室の開催回数 年56回 (まなび支援センター)	専門家による教育相談教室を年56回開催し、児童生徒及び保護者の悩みについて、専門的な立場から相談できる機会を提供しました。	B	児童生徒及び保護者が悩みを相談できる機会を提供するため、精神科医師、言語聴覚士、公認心理師等による教育相談を実施します。

重点施策（3） 教育支援教室（あさひ学級）の運営					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	教育支援教室（あさひ学級）を運営することにより、不登校の児童生徒の自立を支援します。	定期的に学校、保護者と連携する機会を持ち、通級者のよりよい支援につなげます。 ・成果指標：親の会（年3回開催）学校との個別ケース会議（年2回開催） （まなび支援センター）	親の会を年3回実施、学校とのケース会議を年2回、年度末には引継ぎのための訪問を行い、学校、保護者との連携を図りました。	B	引き続き、定期的に学校、保護者と連携する機会を持ち、あさひ学級通級者のよりよい支援につなげます。

重点目標8 教職員の働き方改革を推進するとともに、指導支援能力を高めます。

重点施策（1） 夏季教職員研修の実施					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	教科指導、生徒指導、現代的課題等について、夏季教職員研修を実施し、市内教職員の資質力量を高めます。	教職員のニーズを捉え、10講座の夏季教職員研修を開催します。 ・成果指標 600名 （まなび支援センター）	子どもたちを取り巻く環境の変化に対応できる教職員の資質力向上のため、学級経営に係る教職員研修を実施し、延べ478名が参加しました。	C	引き続き、教職員の資質向上を目的とし、参加人数とともに、参加者の満足度を重視した夏季教職員研修を開催します。

重点施策（2） 情報化推進チームの組織化					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	学校内に情報化推進チームを組織し、教職員のICTのスキルを高めます。	各校における研修の成果や実践例を集約し、まなび支援センターのホームページに掲載します。 ・成果指標：年2回以上 （まなび支援センター）	教職員のICT活用指導力の向上を図るため、情報化推進チームを校務分掌に位置づけ、各校で研修会を2回実施しました。また、実践集を作成し、ホームページに公開しました。	C	引き続き、各学校における研修の成果や実践例を集約し、まなび支援センターのHPに掲載します。

重点施策（3） ICT支援員の派遣					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	各学校にICT支援員を派遣し、授業補助に当たり、教職員のICTを活用した指導技術を高めます。	各校からの要望を調整し、各校にICT支援員を派遣します。 ・成果指標：1校あたり週1回以上 （まなび支援センター）	全教職員がICTを活用した授業実践ができるよう、全小中学校へICT支援員を派遣しました。長期休業や学校行事等の時期を除き、1校あたり週1回ペースの支援を実施しました。	B	引き続き、各学校からの要望を調整し、各校へICT支援員を週1回以上派遣します。

重点施策（４） 教職員の時間外勤務時間の縮減				
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	教職員の時間外勤務の実態を定期的に把握し、縮減に向けた取組を推進します。	市が策定した「働き方改革ガイドライン」の内容の地域・保護者等への更なる周知を図りながら、積極的なICTの活用や外部機関との連携をとおり、業務改善を推進します。（学校教育課）	「働き方改革ガイドライン」の周知やICTの活用に努めた結果、令和4年11月と令和5年11月の時間外勤務時間の比較において、教職員の月45 時間以上の割合が大幅に減少しましたが、目標とする0%までは依然として乖離しています。	C 業務内容の見直し、ICTを活用した会議や資料のデジタル化等による業務改善を進め、教職員の意識改革を図るとともに地域・保護者等への周知に努めます。

重点施策（５） 部活動の地域への移行の推進				
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	関係課と連携し、土日の中学校部活動の地域移行の体制づくりを進めます。	庁内部活動地域移行検討会議を3か月に1度開催し、令和6年度の市部活動地域移行協議会の設置に向けて、地域移行の在り方や取組について情報収集に努めます。（学校教育課）	全中学校へのヒアリングや庁内会議を実施し、3月に市部活動地域移行協議会の設置要綱を策定しました。	C 市部活動地域移行協議会設置要綱に基づく協議会を開催し、令和7年度の部活動地域移行実現に向けた検討を進めます。

重点目標9 「食」に関する指導を推進し、安全・安心な学校給食の提供に努めます。

重点施策（１） 「地産地消」給食の推進				
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	木更津市内及び近隣市、千葉県内で生産された食材を優先的に使用し、顔の見える「地産地消」給食を推進します。	関係課の生産者情報を基に、学校側と生産・流通側との連絡調整を図ります。 ・地産地消食材使用割合 45% (学校給食課、学校給食センター)	6月期と11月期のそれぞれ各5日間の学校給食における県内産使用割合調査を実施した結果、38.1%となりました。天候不順や価格高騰が地元産食材使用に影響があります。	C 地産地消食材使用割合45%を目標として、関係課の生産者情報を基に、学校側と生産・流通側との連絡調整を図ります。

重点施策（２） 地元産有機栽培米の提供				
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	学校給食への地元産有機栽培米の提供割合100%を目指します。	生産量に見合った予算確保を行うため、収穫量・提供量など関係課との情報共有や調整を図ります。 ・有機米の提供割合 53% (学校給食課)	令和4年度米を4/11～5/9の15日間、令和5年度米を11/1～3/21の68日間、合計83日間有機米を提供いたしました。米飯給食に対する有機米の提供割合は61.9%(83日/134日間)となりました。	B 米飯給食の有機米提供100%を目指し、収穫量、提供量など関係機関との情報共有や調整を図ります。また、児童生徒や保護者に対し木更津産有機米の理解や認知度向上を図ります。

重点施策（３） 食育のための環境の充実				
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	小学校において、野菜等の食材を「栽培→調理→食す」活動を取り入れます。	小学校において、食育全体指導計画の作成率100%を達成し、総合的な学習の時間における食農教育の位置付けを明確にします。 (学校教育課)	食育全体指導計画の作成率は100%を達成しました。また、「栽培→調理→食す」活動を取り入れる小学校は18校中15校となり、80%以上の学校が取り入れました。未実施の学校には、近くに畑がなく実施できないという理由が見られました。	B 近くに畑が無い「栽培→調理→食す」活動が未実施だった学校への支援策として、JA等に協力を依頼し、畑の開墾を検討します。
②	「食」に関する指導のための教材・教具を作成します。	学級担任等からのニーズを捉え、パワーポイントによる動画や掲示物などの教材を作成します。 ・成果指標：33媒体 (学校給食センター)	電子黒板を活用した食育指導の映像資料を4種類作成し、給食時等に教室で流すことで食育の周知を図りました。	B 食育資料の活用率向上のため、教職員と連携し、学校給食を生かした動画などの教材を作成します。
③	学校と連携した食育指導支援を推進します。	給食が生きた教材となるよう給食時間等における、食育指導充実のため生産者等の情報共有を行い、栄養教諭・学校栄養士との連携を図ります。 ・食育指導実施クラスの割合 80% (学校給食課)	給食時間に校内放送や電子黒板に食育指導資料を掲示し、全児童生徒に指導できるようにしました。特に6月の食育月間には、意識的に啓発できるよう、実施をしました。 ・食育指導実施クラス(学校数)の割合 93.5%	C 指導内容の平準化が必要な部分は、共通の指導媒体・教具を使用し、指導内容の偏りをなくすとともに、学校ごとの特色を生かした給食時間の食育指導を推進します。

重点施策（４） 学校給食施設の環境整備				
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	各調理校の施設設備及び器具等の補修を行うとともに、将来にわたり、安全安心な給食を提供するため、地産地消の拠点となる新しい給食施設の整備を検討します。	給食施設整備の基本構想を策定し、整備に向けた合意形成を図ります。 (学校給食課)	給食施設の構想作成に向け、候補地の検討を行いました。	C 関係部署と連携を図り、給食施設整備の基本構想の作成を進めます。

重点目標 10 学校の教育環境の整備に努めます。

重点施策（1） 学校施設長寿命化計画の実行					
	施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	学校施設長寿命化計画を確実に実行し、学校施設の整備に努めます。	関係部署及び学校と連携し、順次学校施設の整備を検討します。 (教育総務課)	学校施設長寿命化計画に基づき、劣化状況評価における健全度が低い波岡中学校校舎について、12月に長寿命化工事に着手しました。	C	引き続き関係部署及び学校と連携し、学校施設の整備を検討・実施します。
②	トイレの洋式化及びバリアフリー法に基づくエレベーター整備の推進等、学校施設のバリアフリー化を推進します。	関係部署及び学校と連携し、順次学校施設の整備を検討します。 (教育総務課)	畑沢小学校校舎トイレ及び木更津第二中学校校舎東側トイレの洋式化が完了し、教育環境が改善しました。	C	引き続き関係部署及び学校と連携し、学校施設のバリアフリー化を検討・実施します。

重点施策（2） 小中学校の整備					
	施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	区画整理事業の進展等により児童生徒数の増加が見込まれる金田小中学校の整備を検討します。	金田中学校用地取得について、令和5年度中に支払い及び引渡しを行います。 (教育総務課)	金田中学校用地の取得が完了し、生徒数増加に対応するための敷地面積を確保しました。	C	金田小中学校の児童生徒数の増加に対応できるよう、人口ピークを見据えた校舎整備に取り組めます。

基本方針2 ふるさと木更津を愛し、誰もが自ら学び、健康で生きがいのある生活を送ることができる生涯学習社会の実現を目指します。

重点目標1 生涯学習・社会教育推進体制の充実に努めます。

重点施策(1) 市民参画による社会教育行政の推進					
施策		令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	社会教育委員会議を定期的 に開催し、市民の意見や要 望を取り入れる機会の充実 を図ります	市民参画による社会教育行政の推進を図るた め、社会教育委員会議を5月、10月、12月、3 月の年4回開催します。 (生涯学習課)	社会教育委員会会議定例会を5月、9月、12 月、3月の4回実施したほか、臨時会を1月にも 開催し、公民館のあり方や吾妻の複合施設 についての意見交換を行いました。	B	市民参画による社会教育行政の推進を図るた め、社会教育委員会議を開催します。

重点施策(2) 生涯学習・社会教育振興のための支援体制の充実					
施策		令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	市民の学習活動を支援する ため、職員の資質向上に努 めるとともに、視聴覚ライ ブラリーの充実を図りま す。	職員の研修機会の充実を図るとともに、視聴 覚教育を推進するため、年8回「視聴覚ライ ブラリーだより」を発行します。 (生涯学習課)	視聴覚教育を推進するため、計6回「視聴覚 ライブラリー」を発行しました。	C	視聴覚ライブラリーの更なる周知に取り組 み、利用促進に努めます。

重点施策(3) 社会教育施設の総合的な環境整備					
施策		令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	関係部署と連携を図り、市 民の生涯学習の拠点として の(仮称)生涯学習セン ター(公民館・図書館)の 再整備を進めるとともに、 公民館長寿命化計画等をふ まえた施設の整備に努めま す。	関係部署と連携を図り、吾妻公園内に計画さ れている文化芸術活動や生涯学習の新たな交 流拠点としての公民館・図書館の整備に取り 組みます。 (生涯学習課)	関係部署と連携を図り、吾妻公園に計画され ている文化芸術活動や生涯学習の新たな交流 拠点としての公民館・図書館の整備に関し て、社会教育委員会議にて意見を徴しまし た。	C	引き続き関係部署と連携し、吾妻公園内に計 画されている文化芸術活動や生涯学習の新た な交流拠点としての公民館・図書館の整備に 取り組めます。

重点目標2 生涯学習・社会教育活動の充実に努めます。

重点施策(1) 子育て・家庭教育支援事業の充実					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	家庭教育支援事業の充実を図るため、関係機関・団体と連携し、親の育ちを応援する学びの環境を整えます。	家庭教育支援の拡充を図るため、関係職員及び学級生を対象とした研修会を年2回以上開催します。 (生涯学習課)	5月に家庭教育学級担当者会議、1月に家庭教育学級研究集会を開催し、家庭教育学級の実情等について意見交換を行い、支援の拡充に努めました。	B	引き続き関係職員及び学級生を対象とした研修会を開催し、家庭教育支援の拡充を図ります。

重点施策(2) 市民の生涯学習機会の充実					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	市民の多様な学習ニーズに対応するため、生涯学習市民公開講座や市役所職員による出前講座を実施します。	きさらづ市民カレッジを3コース開催し、市民の学習要求に応えます。また、きさらづ出前講座を年50回開催し、市政への理解を深めます。 (生涯学習課)	「きさらづ市民カレッジ」を3コース(清和大学コース、木更津高専コース、地元学コース)開催し、生涯学習機会の充実に努めました。また、「きさらづ出前講座」を30回開催し、市民の市政に対する理解を深めました。	C	引き続き「きさらづ市民カレッジ」を開催し、市民の多様な学習要求に応えるとともに、市政への理解を深めるための「きさらづ出前講座」を開催します。
②	市民の体験的学習活動を推進するための生涯学習バスを運行します。	市民の学習活動を推進するため、年180回以上の利用をめざします。 (生涯学習課)	感染症予防対策を講じながら、年間124回のバス運行を実施し、市民の学習活動を推進しました。	C	市民の学習活動を推進するため、引き続き適切なバスの管理運営に努めます。

重点施策(3) 社会教育関係団体の育成と支援					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	団体が自主的に行う社会教育活動に対し、求めに応じて助言や支援をします。	関係団体が自主的に行う事業への助言・支援により、年800人以上の参加をめざします。 (生涯学習課)	木更津市PTA連絡協議会主催事業(ママさんバレーボール大会、研修会、視察研修)への助言・支援を行い、約700名の参加がありました。	C	引き続き関係団体が自主的に行う事業への助言・支援を適切に行っていきます。

重点目標3 人権が尊重される社会をつくるための取組を進めます。

重点施策(1) 人権教育研修会の開催					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	人権の理念を普及し、その理解を深めるための研修会を開催します。	人権研修会を年1回開催し、30名以上の参加者を目指します。 (生涯学習課)	人権の理解を深めるため、2月に木更津市人権教育研修会を実施し、22名の参加がありました。	C	より多くの市民に参加してもらえるよう、引き続き事業の周知に取り組みます。

重点施策（２） 人権啓発活動の実施					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	チラシ、リーフレット配布など、人権に対する意識を高めるための啓発活動を推進します。	人権に対する意識向上のため、情報提供活動を3事業以上取り組みます。 (生涯学習課)	県から提供のあった3事業について、各公民館等を通じて市民への周知を実施し、啓発に努めました。	B	各部署から案内のあった人権意識向上関係情報について、引き続き適切に周知します。

重点目標４ 公民館活動の活性化を推進します。

重点施策（１） 公民館利用者の拡大					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	地域の特性や公民館の施設にあわせ、市民が気軽に集うスペースの確保や自由に参加できる事業を実施します。	フリースペースやコミュニティカフェ、サロンなどを開催し、利用者層の拡大を図ります。 ・各公民館1事業 (公民館)	フリースペースの提供や、コミュニティカフェにおいて折り紙教室や音楽サークル演奏会等を実施し、公民館利用者の拡大を図りました。	B	コミュニティカフェやフリースペースの内容や会場等の検討を重ねて開催することで、利用者の拡大を図ります。

重点施策（２） 地域自治の活動の支援					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	地域の課題解決のため、「まちづくり協議会」や「青少年育成住民会議」の活動を支援するとともに、課題解決のための事業を実施し、地域活動のための人材の育成を図ります。	「まちづくり協議会」や「青少年育成住民会議」の事業実施を支援します。 ・各公民館1事業 (公民館)	まちづくり協議会による防災訓練や、青少年育成住民会議による有識者を招いての防災講話等の支援を行い、地域の人材の育成を図りました。	C	避難訓練の実施に加え、実践的な応急処置等の講習会も継続できるよう、「まちづくり協議会」の事業実施を支援します。
		「青少年育成住民会議」の「生き生き子ども地域活動促進事業」の実施を支援します。 ・各公民館（住民会議）1事業 (公民館)	地域美化活動や昔あそび体験等、生き生き子ども地域活動促進事業の実施を支援しました。新型コロナウイルス感染症の影響により中止されていた事業が4年ぶりに実施でき、青少年を中心とした地域活動が促進されました。	C	新たな企画も含め、「青少年育成住民会議」の事業実施を支援します。

重点施策（３） デジタル社会への対応支援					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	スマートフォンなどのデジタル機器の活用方法の講座を行うとともに、デジタル機器を活用した学習機会を作ります。	スマートフォンやタブレットなどデジタル機器を使用した事業を実施します。 ・各公民館2事業 (公民館)	全公民館でスマートフォン講座を実施しました（計40回 532名）。特に応用編への参加希望が多く、定員人数を超えて受け入れる等、地域住民のデジタル社会への対応能力の向上を図りました。	B	希望の多い応用編のスマートフォン講座を増やし、地域住民のデジタル社会への対応能力の向上を図ります。

重点目標5 市民の読書活動を推進することにより、生涯学習体制の充実に努めます。

重点施策(1) 図書館サービスの充実				
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	各種図書館事業の開催と図書館に必置の資料の提供により、図書館利用者数を増やします。	各年代に向けた様々な事業の開催及び幅広い分野に渡って収集された図書と電子図書の提供により、来館型・非来館型双方の図書館サービス利用者を増加させます。 ・令和5年度目標年間100,000人 (図書館)	図書館利用者数は88,298人と例年とほぼ横ばいでしたが、電子図書の利用は10,849回のログインがあり前年度に比べ約26%利用が増加しました。	C 幅広い年代が楽しめる事業の開催や、電子図書のコンテンツを充実することで、来館型・非来館型それぞれのサービス向上を図り、利用者増加に取り組めます。
②	ブックスタート事業により、乳幼児期からの読書活動を推進します。	生後4か月の赤ちゃんに絵本をプレゼントするとともに読み聞かせを体験してもらうブックスタート事業を実施します。 ・令和5年度目標配布率100% (図書館)	乳児健康診査時にブックスタート事業を実施したところ、配付率は97%でした。本事業をきっかけに図書館利用やおはなし会への参加につながる等、読書活動を推進しました。	C 引き続き健康推進課と連携し、生後4か月の赤ちゃんに絵本をプレゼントするとともに読み聞かせを体験してもらうブックスタート事業を実施します。
③	おはなし会等の事業を開催し、図書館に来館するきっかけとなる機会を増やします。	おはなし会をはじめとして各年代に向けた様々な事業を開催し、図書館に来館する機会を増やします。 ・令和5年度目標年間6,000人 (図書館)	各種事業等への参加者及び自習のための来館者は4,942人でした。中高生の利用が少ないため、その年代が興味関心を持つような事業の展開が課題です。	C 新たに、中高生を対象とした「子ども司書養成講座」を開催し、図書館への興味関心を促すとともに来館の機会を提供します。
④	パスファインダーの作成を推進し、レファレンスサービスの普及に努めます。	パスファインダー(調べ案内)の作成・配布によりレファレンスサービスを広く知ってもらえるように努めます。 ・令和5年度目標5件作成 (図書館)	過去に図書館で受けたレファレンスから、よく問い合わせのある質問5件のパスファインダーを作成したところ、特に郷土資料に関するパスファインダーは好評でした。	B よく問い合わせのある郷土に関するレファレンスを参考にして、引き続きパスファインダーを作成し公開します。
⑤	点字図書・録音図書・大活字本等を計画的に収集し、読書にハンディキャップのある利用者に対するサービスの充実を進めます。	点字図書20タイトル、録音図書50タイトル、大活字本30冊、マルチメディアデージー図書70タイトルを追加し、サービスの充実を図ります。 (図書館)	点字図書46タイトル、録音図書66タイトル、大活字本66タイトル、マルチメディアデージー図書79タイトルを追加し、読書にハンディキャップのある利用者に対するサービスの充実を図りました。	A 引き続き利用者の動向を調査しつつ、それぞれの所蔵数を増やし、サービス充実を図ります。

重点施策（２） 電子図書サービスの拡大					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	相談会を開催するなど、電子図書の普及に努めます。	電子図書相談会の開催、関連機関へのチラシ配布により登録者数を増加させます。 ・令和5年度目標登録者数2,500人 (図書館)	図書館カードの新規登録時や更新時の案内、公民館で開催しているコミュニティカフェ等での電子図書相談会や説明会を開催したところ、登録者数が増加し電子図書の普及につながりました。令和5年度末登録者数：4,328人 (うち学校1,916人)	A	引き続き窓口での案内に加え、コミュニティカフェ等へ出向いての相談会等を実施し、電子図書サービスの周知を行います。
②	電子図書を計画的に購入します。	電子図書を計画的に購入します。 ・令和5年度目標12,800タイトル (図書館)	児童書の読み放題パックの導入や、利用の多い文学、料理や家事に関する分野等を中心に14,348タイトルを提供し、電子図書サービスの充実を図りました。	A	引き続き利用動向を分析しつつ、電子図書の特性を活かせる図書を選書していきます。

基本方針3 青少年の健やかな成長を社会全体で支える仕組みを整備し、豊かな人間性と主体的な判断力を持つ青少年を育みます。

重点目標1 地域の中で青少年を支える環境づくりを推進します。

重点施策（1） 青少年育成関係機関の活動の支援				
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	青少年育成関係機関相互の連絡調整を行い、それぞれの機関の活動の充実を支援します。	青少年問題協議会の開催を見合わせ、本協議会において調査・審議を行うべき諸問題について等、今後のあり方の検討を行いました。従来「非行」を中心に取り扱っていましたが、昨今の青少年を取り巻く問題は、児童虐待や発達障がい、いじめ、不登校、ひきこもり等、複雑・多様化しており、これらについても調査・審議し、関係機関との連絡調整を図ることが課題です。	E	令和5年度に検討した結果を踏まえ、これまで行ってきた青少年健全育成・保護・矯正に関する総合的施策に加え、青少年の自立支援方策など、多様化する青少年の課題について必要な事項を調査・審議するとともに、関係機関との連絡調整を行います。

重点施策（2） 地域の教育力向上のための活動支援				
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	放課後子ども教室の拡充支援、青少年育成地区住民会議の活動支援を行い、地域の教育力の向上を図ります。	東清小学区、岩根小学区、八幡台小学区、波岡小学区、清見台小学区、中郷小学区に加え、木更津第一小学区が新たに放課後子ども教室を開設しました。その結果、市内7教室となりましたが、全教室の合計開催件数は131回でした。	C	青少年育成地区住民会議の活動を支援するとともに、放課後子ども教室について、新たな教室開設に向けた支援を継続します。

重点施策（3） 地域の青少年健全育成活動の支援				
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	青少年相談員の活動の充実に努めるとともに、青少年育成活動の担い手の育成に努めます。	中学校野球大会、少年少女の主張大会などを木更津市青少年連絡協議会と共催で実施するとともに、18小学校区での地区活動を支援した結果、7,334人が事業に参加しました。	C	引き続き木更津市青少年相談員連絡協議会主催事業および地区活動の支援を行い、参加者の増加に努めます。

重点目標2 青少年が地域社会の中で主体的に活躍できる環境づくりと、社会的孤立を防ぐ取組を推進します。

重点施策（1） 青少年育成事業の実施				
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	オンラインで繋がる新しい交流の場や「二十歳を祝う会」など、各種体験事業を実施します。	毎月1回オンラインで青少年が語り合う場を設け、交流の中であがった課題等に対し、課題解決のための活動やイベントを開催します。 (生涯学習課)	オンラインで青少年が語り合う場を毎月1回、年間11回開催した結果、参加者を中心に2つのイベントが企画され、8月のイベントには7名の参加者がありましたが、もう1つの企画は募集人数が集まらず実施に至りませんでした。	C 引き続き毎月1回、オンラインで会議を開催し、交流の中で上がった課題に対し、課題解決のための活動・イベントを開催します。また、活動の周知を強化し、会議参加者の増加に努めます。
重点施策（2） 少年自然の家キャンプ場の利用促進				
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	少年自然の家キャンプ場を自然体験活動の拠点として、青少年教育事業を展開するとともに、利用の促進を図ります。	建物の耐震や施設内の安全性も含め、キャンプ場の現状を把握するとともに、キャンプ場まつりなど利用促進に向けた事業を開催し、年間1,800人以上の利用者を目指します。 (生涯学習課)	樹木伐採などの環境整備に努めるとともに、利用促進に向けた青少年関係団体等と連携したキャンプ研修会などを実施しましたが、利用者は713人にとどまりました。なお、9月に予定していた「キャンプ場まつり」は台風の影響により中止となりました。	C 定例イベントとして、「キャンプ場まつり」を地域や青少年関係団体との協働実施を目指します。施設整備については、キャンプ場個別施設計画に基づき、計画的な整備に努めます。
重点施策（3） 青少年の活躍の場の創出				
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	青少年が社会貢献するための知識や技術を習得する支援に努めるとともに、地域社会における活躍の場を創出します。	ユースボランティアの育成のためのプログラムを作成し、知識や技術の習得のための支援をおこなうとともに、青少年育成活動団体へユースボランティアの活動について周知を図り、年間50人以上の派遣を目指します。 (生涯学習課)	ボランティア活動の心構えと救命救急法をまなぶ研修会「きさらづユースボランティアのつどい」を実施するとともに、青少年育成活動団体へ年間延べ35名のボランティアを派遣しました。	C ボランティアを増やすため、市HP等で登録者を募集するとともに、派遣回数を増やすため、青少年育成活動団体への周知を強化します。

重点目標3 青少年の健全育成と非行防止を図るため、地域と連携した取組を進めます。

重点施策(1) 相談活動の実施					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	社会教育指導員等、専門家による相談活動(面接・電話・メール)を行います。	青少年・子育てカードを作成の上、6月までに配布をし、相談しやすい環境づくりを目指します。 (まなび支援センター)	青少年・子育てカードを作成し、6月までに市内小中学校、幼稚園及び保育園に配布しました。その結果、社会教育指導員による127件の相談(電話相談・来所相談・メール相談)があり、さまざまな問題に悩む青少年や保護者を支援しました。	C	引き続き、青少年・子育て相談カードを作成するとともに、相談しやすい環境づくりを目指します。

重点施策(2) 青少年補導員等によるパトロールの実施					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	青少年補導員による街頭指導、乗車マナー指導、喫煙・飲酒防止キャンペーン等(青少年への愛の一声運動)を関係機関、団体と連携し行うとともに、有害広告等の撤去依頼を行います。	木更津市青少年補導員連絡協議会と連携し、定期的な街頭指導等を実施します。 ・青色防犯パトロール等の計画指導：年間80回 ・地区指導の実施：年間70回 (まなび支援センター)	青少年の非行防止と健全育成を図るため、青少年補導員による地区街頭指導、駅周辺指導などを関係機関・団体と連携して実施しました。 計画指導：年間31回 地区指導：年間137回 特別指導：年間4回 指導少年なし	C	木更津市青少年補導員連絡協議会と連携し、引き続き定期的な街頭指導等を実施します。また、地区での指導に重点を置き、青色防犯パトロールと地区指導を合わせて年間150回の実施を目標とし、地域の実情に合わせた柔軟な活動内容を目指します。

重点施策(3) 青少年非行防止啓発活動の実施					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	青少年健全育成だより(News Letter)の発行や青少年指導関係活動報告「青少年に愛の一声を」を発行します。	活動報告書を発行し、青少年指導関係の状況把握に努め、青少年健全育成便りを年3回発行します。 (まなび支援センター)	青少年指導関係活動報告書を発行したほか、青少年健全育成便り(News Letter)を年3回発行し、青少年の健全育成の啓発に取り組みました。	B	引き続き、青少年健全育成だより(News Letter)や青少年指導関係活動報告書を発行し、青少年指導関係の状況把握に努めます。

重点施策(4) 青少年指導関係運営協議会の開催				
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性
①	青少年指導関係事業を効果的に運営するため、関係機関・団体・有識者との連携を図り、青少年指導関係運営協議会を開催します。	青少年育成、非行防止に関わる関係機関・団体・有識者との連携を図り、まなび支援センターの青少年指導関係事業を効果的に運営するために、青少年指導関係運営協議会を3回開催しました。	B	青少年指導関係事業を効果的に運営するため、引き続き関係機関・団体・有識者との連携を図り、青少年指導関係運営協議会を開催します。

重点施策（５） 体験活動をテーマとした青少年事業の実施				
施策		令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価
				今後の取組・方向性
①	野外活動やものづくりなど、地域の世代間交流を図る機会を創出し、地域における青少年育成を推進します。	サタデースクール事業を実施します。 ・各公民館2事業 (公民館)	各公民館において、サタデースクール事業を実施した結果、定例的に活動する子どもたちの体験活動の機会が増加しました。	C 主に体験型の教室を開催し、地区の青少年に公民館だから体験できる活動を提供します。

基本方針4 市民による芸術文化活動の活性化を図り、地域の文化遺産や芸術文化を次世代に引き継ぐ活動を推進するとともに、「木更津市民としての誇り」の醸成を図ります。

重点目標1 ふるさと文化の新たな発見・保存・継承を推進し、公開することにより、シビックプライドの醸成に努めます。

重点施策（1） 重要文化財「千葉県金鈴塚古墳出土品」の国宝化推進事業の実施					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	千葉県指定史跡「金鈴塚古墳」の整備に努めます（駐車場含む）。	石室見学者用手摺設置工事、駐車場案内板設置工事等を実施します。工事の終了後には、至近からの石室の見学が可能となります。（文化課）	「金鈴塚古墳」の石室見学者用手摺設置工事、駐車場案内板設置工事等を実施し、来訪者の利便性を図りました。	B	古墳と石室、来訪者駐車場の継続的な維持管理のため、定期的に現地の状況を確認します。
②	映像資料やパンフレットの作成や小学校における学習支援など、千葉県金鈴塚古墳出土品の普及啓発事業に取り組みます。	郷土の歴史を学ぶ授業で副教材として使用可能な、周知用資料を市内小学校の対象児童に配布します。識者による講演会を開催します。（文化課）	小学校に啓発用資料を配布するとともに、公開講座「きさらづ市民カレッジ」において古墳関連の講演を行い、古墳と出土品の重要性を多くの市民に伝承しました。	B	引き続き小学校に啓発用資料を配布するとともに、公開講座「きさらづ市民カレッジ」で古墳と出土品の重要性を多くの市民に伝承します。

重点施策（2） 文化財保護対策の推進					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	市内に所在する有形・無形文化財、史跡、天然記念物を保護し文化財の指定・活用・周知に努めるとともに、市内の文化財を保存し、伝承する団体を支援するため補助金を交付します。	中島区文化財保存会等、3団体が実施する事業に、教育振興事業補助金を交付して活動を支援します。（文化課）	中島区文化財保存会等、3団体が実施する事業に、補助金を交付し、文化財の保存・伝承を図りました。	B	文化財の保存・伝承活動のため、中島区文化財保存会等、3団体が実施する事業に、引き続き教育振興事業補助金を交付して活動を支援します。

重点施策（3） 埋蔵文化財保護対策の推進					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	埋蔵文化財保護のため、開発事業に対応した調整を図り、必要な発掘調査や整理作業を実施するとともに、記録保存に努めます。	発掘調査の成果について整理作業を進め、『千束台遺跡群発掘調査報告書』等、3冊の報告書を刊行します。内容の充実にも努め、文化財保護・活用の基礎資料とします。（文化課）	『千束台遺跡群発掘調査報告書』等、3冊の報告書を刊行し、文化財保護・活用の基礎資料としました。	B	発掘調査の成果を郷土の歴史を学ぶ資料として活用するため、「木更津市史」の編集と郷土博物館金のすずの展示にその成果を反映します。

重点施策（４） 将棋文化の継承・普及					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	小中学生将棋大会を開催し、将棋を通して地域の伝統文化を促進します。	木更津市長杯争奪小中学生将棋大会（案）を開催します。（文化課）	将棋を通じた地域の伝統文化を促進するため、木更津市長杯小中学生将棋大会を開催した結果、小中学生77人が参加しました。	B	引き続き大会を開催し、将棋文化を継承することにより、地域の伝統文化の継承を促進します。

重点施策（５） 木更津市史の編さん・刊行					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	本市の歴史や文化、豊かな自然への関心を高めるため、新たな「木更津市史」を編さん・刊行するとともに、公開講座の実施、デジタルアーカイブでの公開、調査研究成果を活用した学習活動の支援に努めます。	公開講座の開催や「木更津市史研究」、「編さんだより」、「木更津市史」史料編（古代編）・資料編（自然編）を刊行し、デジタルアーカイブで公開します。（文化課）	木更津市史デジタルアーカイブで「自然編資料」を公開するとともに、「史料編4古代」、「木更津市史編さんだより」8号、「木更津市史研究」第6号、第7号を刊行しました。また、公開講座「きさらづ市民カレッジ」では市史編さん委員が講師として、本市の歴史に関する講義を行いました。	B	引き続き公開講座を開催し、本市の歴史や文化、豊かな自然への関心を高めるよう努めます。また、令和6年度は「木更津市史自然編資料」、「木更津市史編さんだより」9号を刊行します。

重点施策（６） 博物館（郷土博物館金のすず）事業の充実					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	常設展示の改良、充実に努め、ふるさと文化を目に見える形で示すことで、次世代への継承を図ります。	郷土博物館金のすずの年間入館者数12,000人を目指します。（郷土博物館金のすず）	高校生・大学生の入館無料化により、入館者数は8,689人に増加しましたが、令和5年度の目標人数9,000人には及びませんでした。	C	一般料金の無料化等により、更なる入館者数の増加を図るとともに、常設展示の説明をスマートフォン等で閲覧できるようにするなど、デジタル博物館の取組を強化し、ふるさと文化の次世代への継承に努めます。
②	常設展示以外にテーマ設定をした期間限定の展示会を開催することにより、市民の文化芸術に触れる機会の提供に努めます。	特別展観覧者数2,000人を目指します。（郷土博物館金のすず）	特別展では、目で歴史を理解できるように、新たにレプリカを展示しましたが、観覧者数は1,221人にとどまりました。	D	市民の文化芸術に触れる機会を引き続き提供するため、より魅力的な企画展等を開催できるよう調査研究を進めます。
③	金鈴塚古墳出土品をはじめとした郷土に関する調査研究を継続し、その成果を講座・展示に反映させ、郷土の宝としての価値を広めます。	講座を10回開催します。（郷土博物館金のすず）	各種講座を10回開催し、金鈴塚古墳の最新の調査結果を周知する機会としました。参加者に理解しづらい内容があったため、今後はDXを活用するなど、わかりやすい展示や教育普及事業の実施に努めます。	C	金鈴塚古墳に関する資料調査を継続し、その成果について、よりわかりやすく解説できるよう教育普及事業に活用します。

重点目標2 優れた文化芸術に触れる機会を提供するとともに、地域の文化遺産や伝統芸能を次世代に引き継ぐ活動の充実を図ります。

重点施策（1） 芸術文化振興事業の実施					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	小中学校の音楽鑑賞教室を開催し、児童生徒が優れた文化芸術に触れる機会を作ります	義務教育課程期間中に、1回は音楽鑑賞教室（交響楽・邦楽・吹奏楽）を鑑賞できるような環境を整えます。（文化課）	児童生徒が優れた文化芸術に触れる機会を創出するため、小中学校6校で、交響楽（1校、11月）、吹奏楽（3校、6月・10月）、邦楽（2校、6月・11月）の音楽鑑賞教室を開催しました。	B	引き続き小中学校音楽鑑賞教室（交響楽1校、吹奏楽2校、邦楽3校）を開催し、児童生徒が優れた文化芸術に触れる機会を提供します。

重点施策（2） 芸術文化に親しむまちづくり振興事業の実施					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	プロによるコンサートやアート制作ワークショップ開催など、市民が優れた文化芸術に触れる機会を提供します	プロの音楽家や芸術団体等を招いたコンサートや「アートとふれあおう」を企画・実施し、多くの老若男女がアートと直接触れあうことができる環境づくりを行い、駅周辺の公共施設等を活用することで駅周辺の活性化に繋げ、本市全体にアートの種をまきながら市民の文化レベルの向上を図ります。 ・成果指標：アートとふれあおう6回実施（春3回、秋3回）、コンサート3回実施（文化課）	市民が優れた文化芸術に触れる機会を提供するため、制作ワークショップ「アートとふれあおう」（6回）や千葉県警察音楽隊による「安全・安心コンサート」、陸上自衛隊第1音楽隊コンサートを開催するとともに、本市へ寄贈された美術品の展示会を開催しました。 ・成果指標：アートとふれあおう年6回実施、コンサート年3回実施	B	優れた文化芸術に触れる機会を市民に提供するため、引き続きコンサート（年3回）を開催します。また、駅周辺の公共施設等を活用してアートワークショップ（6月・12月、年6回）を開催することにより、駅周辺の活性化と市民の文化レベルの向上を図ります。

重点施策（3） 文化芸術団体への支援					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	各種文化芸術団体の活動を支援するため、実施事業に補助金を交付します	各種芸術文化団体への情報提供や助言、行事の後援のほか、団体が実施する事業に補助金を交付して活動を支援します。また、市民会館大ホール代替施設利用に係る補助金の交付について、引き続き周知を図ります。（文化課）	木更津市文化協会をはじめとする3団体へ文化芸術団体に活動を支援するための補助金を交付し、文化芸術活動の振興を図りました。	B	引き続き各種芸術文化団体への情報提供や助言、行事の後援を行うほか、団体が実施する事業に補助金を交付して活動を支援するとともに、市民会館大ホール代替施設利用に係る補助金の交付を行います。

重点施策（4） 新しい中規模ホールの活用方法の検討					
施策	令和5年度重点目標・施策	取組結果及び成果・課題等	評価	今後の取組・方向性	
①	関係部署と連携を図り、中規模ホールの活用方法の検討を進めます	「木更津飛行場周辺まちづくり基本構想」を策定するなかで、中規模ホール整備について、引き続き検討します。（文化課）	9月に公共ホール音楽活性化事業を実施し、コンサート公演の開催ノウハウを学ぶとともに、中規模ホールの活用方法を検討しました。	C	コンサート公演開催に係るスキルを向上させるとともに、引き続き関係部署と連携し、中規模ホールの活用方法の検討を進めます。